

公 告（訂正）

令和8年6月17日付で公告した「R8公第1号 西諫早団地エレベーター付住戸改善工事（すみれ棟）」にかかる一般競争入札の実施（建設工事）について下記のとおり公告を訂正する。

令和8年6月22日

長崎県知事 平田 研

記

【訂正箇所】

1. 3（3）②-1「配置予定技術者の施工実績」及び3（3）③-1「企業の施工実績」に関する訂正（下線部）

<訂正前>

○類似工事の条件に該当するもの

・類似工事とは、以下の（1）～（3）のいずれかに該当するものとする。

（1）以下の要件をすべて満たす工事

- ・工事種別 新築、増築又は改築の建築一式工事で、躯体、外装、内装及び昇降機設置工事を含むもの
- ・用途 共同住宅
- ・構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。）
- ・建物規模 延べ面積 600㎡以上1,300㎡未満

<訂正後>

○類似工事の条件に該当するもの

・類似工事とは、以下の（1）～（3）のいずれかに該当するものとする。

（1）以下の要件をすべて満たす工事

- ・工事種別 新築、増築又は改築の建築一式工事で、躯体、外装、内装及び昇降機設置工事を含むもの
- ・用途 共同住宅
- ・構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。）
- ・建物規模 延べ面積 600㎡以上

2. 配布資料「契約書作成方法選択のお知らせ（建設工事・建設関連業務委託版）」を追加。

以下、訂正後の公告文です。

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和8年6月17日

長崎県知事 平田 研

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|--------------------------|
| （1） 工事番号 | R8公第1号 |
| （2） 工事名 | 西諫早団地エレベーター付住戸改善工事（すみれ棟） |
| （3） 工事場所 | 諫早市堂崎町 |
| （4） 工期 | 210日間 |

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働

者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式-1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日まで）

余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

実工期：工事の始期から210日間

（余裕期間は最大11日間とし、契約締結日から起算して最大11日後の翌日を工事着手期限とする。）

(5) 工事概要

工事種別：増築工事及び改修工事

主要用途：共同住宅

構造：鉄筋コンクリート造 5階建

（増築部分：プレキャストコンクリート造 5階建）

規模：延べ面積：1,356.23㎡（うち増築部分：59.73㎡）

・エレベーター増築（2基）

・住戸内部改修（20戸）

(6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有

(7) 本工事は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正令和5年3月17日長崎県告示第198号。以下「実施要綱」という。）第2条第15号に規定する事前審査型入札である。ただし、「入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者」を「入札後に競争参加資格審査を行った者」に読み替える。

(8) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工計画1型）を適用した工事である。

(9) 本工事は、履行確実性評価方式試行要領（以下「履行要領」という。（最終改正令和6年3月21日5建企第437号））を適用した工事である。

(10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(11) 本工事は、入札参加の申請（施工計画に関する資料提出を含む。）及び入札書の提出等について、電子入札システム及び電子入札補助システムを使用して行う対象工事である。

(12) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。（詳細は、入札説明書による。）

(13) 本工事は、発注者が受注者に対して週休2日に取り組む旨を指定したうえで工事を実施する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。（詳細は現場説明書による。）

(14) 本工事は、「建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条」の規定に基づく下記の技術者の配置ができる工事である。

①法第26条第3項第1号及び第2号の規定を受ける技術者配置の特例（専任特例）の取扱いについて（令和7年3月25日6建企第339号以下、「専任特例に関する通知」という。）ただし、専任特例1号については対象外とする。

②建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて（令和7年1月24日6建企第265号）ただし、下請負代金額が法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる場合は対象外とする。

(15) 本工事は、情報共有システムの利用指定工事である。

(16) 本工事は、「電子契約（試行）」の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事は競争参加資格を有する者は、総合評価落札方式入札公告共通事項書（高度技術提案型以外）（以下「共通事項書（高度技術提案型以外）」という。）2の(1)及び(3)に定める要件を満たす者で、かつ共通事項書（高度技術提案型以外）4(2)のエの提出期限の日から落札決定の日までの間において次に掲げる要件をすべて満たした者とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、実工期の始期日からとし、余裕期間の間は本工事への配置を不要とする。

建設業の許可に関する条件	法第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。						
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	県央振興局建設部管内、又は島原振興局建設部管内に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が900点以上、かつ主観点数合計が20点以上で格付等級がAランク。						
年間平均完成工事高	建築一式工事において2億円以上						
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）を専任で配置できること。						
	<table border="1"> <tr> <td>国家資格等</td> <td> <p>① 以下のいずれかの国家資格等を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法による1級建築施工管理技士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者 ・「法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第128号）の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「建築工事業」に係る者とする。 <p>② 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。</p> </td> </tr> <tr> <td>工事経験</td> <td>条件なし</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のエの提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者の兼務については、1 競争入札に付する事項の（14）に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。</p> <p>③ 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のエの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のエの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> </td> </tr> </table>	国家資格等	<p>① 以下のいずれかの国家資格等を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法による1級建築施工管理技士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者 ・「法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第128号）の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「建築工事業」に係る者とする。 <p>② 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。</p>	工事経験	条件なし	その他	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のエの提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者の兼務については、1 競争入札に付する事項の（14）に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。</p> <p>③ 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のエの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のエの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p>
	国家資格等	<p>① 以下のいずれかの国家資格等を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法による1級建築施工管理技士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者 ・「法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第128号）の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「建築工事業」に係る者とする。 <p>② 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。</p>					
工事経験	条件なし						
その他	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のエの提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者の兼務については、1 競争入札に付する事項の（14）に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。</p> <p>③ 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のエの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のエの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p>						
法に基づく経営事項審査等	令和8年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿（格付表）に登載され、共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のエの提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。						

（注1）「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

（注2）「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

（注3）「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

（注4）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び契約の相手方が公団、公社である建設工事をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注5）「民間工事」とは、「公共工事」以外の工事をいう。

(注6)「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなり得ないことに留意すること。

(注7)「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について（最終改正令和7年11月12日7建企第148号）」に規定するものをいう。

3 総合評価に関する事項

(1) 共通事項

- (a)以下文中の「管内」とは、県央振興局建設部管内（諫早市、大村市）とする。
- (b)各評価項目の評価内容等については、本公告に記載がないものは、「長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和8年度適用）」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。
- (c) 配置予定技術者を2名申請する場合は、配点合計が低い配置予定技術者で評価する
- (d) 「7（3）総合評価の方法」における仮の評価値の算出は、開札前に審査した施工計画の得点と自己審査点により行う。
- (e)技術資料作成時の留意事項は共通事項書（高度技術提案型以外）17（1）のとおり

(2) 評価項目及び配点

①施工計画：技術申請様式3号		
番号	評価項目	配点
①-1	「重点的に配慮すべき事項」 安全管理について	2.0
②配置予定技術者の能力：技術申請様式1号		
番号	評価項目	配点
②-1	配置予定技術者の施工実績	0.7
②-2	配置予定技術者の工事成績評定	1.2
②-3	表彰（優秀現場技術者）	0.4
②-4	配置予定技術者の資格A	0.7
③企業の施工能力：技術申請様式1号		
番号	評価項目	配点
③-1	企業の施工実績	1.0
③-2	工事成績評定	0.4
③-3	施工実績件数	0.4
③-4	優秀工事表彰	0.1
③-5	継続的専門能力啓発システム（建築CPD）	0.3
③-6	基幹技能者の配置	0.2
③-7	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	0.6
③-8	管内の施工実績	0.6
③-9	社会貢献活動の実績A	0.2
③-10	社会貢献活動の実績B	0.1
③-11	従業員数	0.1
③-12	適切な下請契約	1.0
加算点合計		10.0

(3) 評価の基準

【①施工計画（加算点計 2点）】

①-1：重点的に配慮すべき事項「安全管理について」

「重点的に配慮すべき事項」に対する現場条件

現場条件 本工事は入居者が住みながらの工事であり、施工中の安全管理について入居者への配慮が必要である。

評価内容	評価基準	配点
------	------	----

○ 設計図書を満足し、発注者が求めた「重点的に配慮すべき事項」に対し、現場条件を反映した記載内容であるかを評価する。	適切	2.0
	適切でない	0
作成要領及び特記事項		
1) 作成要領		
① 発注者の設定した「重点的に配慮すべき事項」に対し、具体的な施工計画を必ず記載すること。 ② 具体的な施工計画は、現場条件を反映して記載すること。具体的とは、必要に応じ、施工箇所、使用材料、期間、規模（延長等）、効果等が適切に記載されていること。 ③ 施工計画は、本様式1枚に、句読点、数字、記号等を含み400字以内で記載すること。ただし、現場条件欄の文字は除く。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。		
2) 特記事項		
① 本様式に記載がないものは一切評価しない。 ② 評価項目と明らかに異なる内容が記載されているものは一切評価しない。 ③ 施工計画が400字を超えたものは一切評価しない。 ④ 本様式に図、表等が添付されているものは一切評価しない。 ⑤ 施工計画に求めている様式以外の資料が添付されているものは一切評価しない。 ⑥ 施工計画の内容が判断できないものや、疑問があるものは一切評価しない。		

【②配置予定技術者の能力（加算点計 3点）】

評価項目	評価基準	配点
②-1 配置予定技術者の施工実績	同種工事の実績	0.7
	類似工事の実績	0.35
	実績なし	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前15ヵ年度から公告日までに完成した工事で、同種工事、類似工事の条件に該当するものを評価する。		
評価内容の特記事項		
○同種工事の条件に該当するもの ・同種工事の条件に該当するもの 同種工事とは、以下の（1）または（2）のいずれかに該当するものとする。 （1）以下の要件をすべて満たす工事とする。 ・工事種別 新築、増築又は改築の建築一式工事で、躯体、外装、内装及び昇降機設置工事を含むもの ・用途 共同住宅 ・構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。） ・階数 5階以上 ・建物規模 延べ面積 1,300㎡以上 （2）以下の（ア）及び（イ）に該当するもの（（ア）と（イ）の工事は、同一の工事、別々の工事であるかは問わないものとする。） （ア）以下の要件をすべて満たす工事 ・工事種別 既存共同住宅にエレベーター棟を増築した建築一式工事で、昇降機設置工事を含むもの ・昇降路部 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はプレキャストコンクリート造 ・階数 5階以上 （イ）以下の要件をすべて満たす公共工事 ・工事種別 長崎県内の公共工事で、内部改修に係る建築一式工事 ・用途 共同住宅 ・構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。） ・改修戸数 10戸以上（同一棟の建物とする。）		

○類似工事の条件に該当するもの

・類似工事とは、以下の（１）～（３）のいずれかに該当するものとする。

（１）以下の要件をすべて満たす工事

- ・工事種別 新築、増築又は改築の建築一式工事で、躯体、外装、内装及び昇降機設置工事を含むもの
- ・用途 共同住宅
- ・構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。）
- ・建物規模 延べ面積 600㎡以上

（２）以下の要件をすべて満たす工事

- ・工事種別 既存共同住宅にエレベーター棟を増築した建築一式工事で、昇降機設置工事を含むもの
- ・昇降路部 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はプレキャストコンクリート造
- ・階数 5階以上

（３）以下の要件をすべて満たす公共工事

- ・工事種別 長崎県内の公共工事で、内部改修に係る建築一式工事
- ・用途 共同住宅
- ・構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。）
- ・改修戸数 10戸以上（同一棟の建物とする。）

○施工実績となる新築工事、増築工事、改築工事の建物は、同一棟の建物とする。

○増築工事、改築工事の階数及び建物規模は、当該工事部分の階数、延べ面積とする。

○施工実績となる新築工事、増築工事、改築工事の建物が、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。）とそれ以外との混構造の場合の建物規模は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。）部分の延べ面積とする。

○施工実績となる新築工事、増築工事、改築工事の建物が複合用途の場合の規模は、共同住宅の用途に供する部分の延べ面積とする。

○対象工事の要件

対象期間	平成23年度【2011年度】～公告日まで
発注機関	公共工事又は民間工事

○実績の対象となる工事での役職

単体で受注した工事の場合		共同企業体で受注した工事の場合	
主任（監理）技術者	現場代理人	代表構成員	主任（監理）技術者又は現場代理人
		その他構成員	主任（監理）技術者

○現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に、法施行規則第7条の3第2号の建築工事業に掲げる国家資格（法、建築士法）を有し従事した工事に限る。

○評価内容の詳細はガイドラインのとおり。ただし、民間工事の主任（監理）技術者は、ガイドライン2-6(3)(3-1)に示された「（ア）契約時に発注機関へ現場代理人等決定通知書で届け出た技術者」を「施工体制台帳等に記載された技術者」に読み替える。

添付資料について

「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なものを添付すること。

評価項目	評価基準	配点
②-2 配置予定技術者の工事成績評定	80点 以上	1.2
	78点以上 80点未満	0.9
	76点以上 78点未満	0.6
	74点以上 76点未満	0.3
	74点未満	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前15ヵ年度（※）から公告日までに完成した工事で配置予定技術者が従事した「建築一式工事」の工事成績評定の最高点を評価する。（※公共工事の発注件数が少ない工種について、評価		

対象期間を拡大して評価する「実績配慮型」の試行を行うものである。）

評価内容の特記事項	
○対象工事の要件	
対象期間	平成23年度【2011年度】～公告日まで
発注機関	長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部自然環境課及び総務部県庁舎建設課
○実績の対象となる役職	
単体で受注した工事の場合	共同企業体で受注した工事の場合
主任（監理）技術者	現場代理人
	代表構成員
	主任（監理）技術者又は現場代理人
	その他構成員
	主任（監理）技術者
○現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に、法施行規則第7条の3第2号の建築工事業に掲げる国家資格（法、建築士法）を有し従事した工事に限る。	
○その他詳細はガイドラインのとおり	
添付資料について	
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、工事成績評定通知書の写し、工事完成確認書の写し及びコリンズの写し等の該当工事名・発注機関・技術者名・工事の業種を確認できるものを添付すること。	

評価項目	評価基準	配点
②-3 表彰（優秀現場技術者）	知事表彰	0.4
	機関長表彰	0.2
	実績無し	0

評価内容

公告日の属する年度の直前15ヵ年度（※）から公告日までに受賞した、長崎県の優秀工事表彰の主任（監理）技術者を評価する。（※公共工事の発注件数が少ない工種について、評価対象期間を拡大して評価する「実績配慮型」の試行を行うものである。）

評価内容の特記事項	
○表彰実績の要件	
対象期間	平成23年度【2011年度】～公告日まで
表彰の種類	長崎県優秀工事表彰（下請表彰を除く）
工事の種類	建築一式工事での受賞に限る
○実績の対象となる役職	
単独として受注した工事の場合	共同企業体として受注した工事の場合
主任（監理）技術者	代表構成員
	主任（監理）技術者
	その他構成員
	主任（監理）技術者
○単体として受注した工事の主任（監理）技術者又は、共同企業体として受注した工事の代表構成員の主任（監理）技術者が途中交代を行っている場合は、従事期間に係わらず、表彰を受けた技術者を評価する。	
○移籍前の企業の表彰実績で申請する場合、移籍した年度とその後3ヵ年度は評価しない。	
○その他詳細はガイドラインのとおり	
添付資料について	
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、優秀現場技術者表彰状の写し等を添付すること。ただし、共同企業体のその他構成員の主任（監理）技術者の表彰で申請する場合は、表彰状等の写しとコリンズの写し等を添付すること。	

評価項目	評価基準	配点
②-4 配置予定技術者の資格 A	技術検定取得後又は建築士取得後5年以上	0.7
	技術検定取得後又は建築士取得後3年以上5年未満	0.53
	技術検定取得後又は建築士取得後3ヵ月以上3年未満	0.35
	その他	0
評価内容		

配置予定技術者が所持する資格と、その資格取得日から共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）の工の提出期限日までの期間の経験期間で評価する。				
評価内容の特記事項				
○資格の種類				
<table border="1"> <tr> <td>技術検定</td> <td>Ⅰ級建築施工管理技士</td> </tr> <tr> <td>建築士</td> <td>一級建築士</td> </tr> </table>	技術検定	Ⅰ級建築施工管理技士	建築士	一級建築士
技術検定	Ⅰ級建築施工管理技士			
建築士	一級建築士			
○その他詳細はガイドラインのとおり				
添付資料について				
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、資格者証、合格証明書等の写しを添付すること。				

【③企業の施工能力（加算点計 5点）】

評価項目	評価基準	配点
③-Ⅰ 企業の施工実績	同種工事の実績	1.0
	類似工事の実績	0.5
	実績なし	0
評価内容		
<p>公告日の属する年度の直前15ヵ年度から公告日までに完成した工事で、同種工事、類似工事の条件に該当するものを評価する。</p>		
評価内容の特記事項		
<p>○同種工事の条件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種工事の条件に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 同種工事とは、以下の（1）または（2）のいずれかに該当するものとする。 （1）以下の要件をすべて満たす工事とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・工事種別 新築、増築又は改築の建築一式工事で、躯体、外装、内装及び昇降機設置工事を含むもの ・用途 共同住宅 ・構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。） ・階数 5階以上 ・建物規模 延べ面積 1,300㎡以上 （2）以下の（ア）及び（イ）に該当するもの（（ア）と（イ）の工事は、同一の工事、別々の工事であるかは問わないものとする。） <ul style="list-style-type: none"> （ア）以下の要件をすべて満たす工事 <ul style="list-style-type: none"> ・工事種別 既存共同住宅にエレベーター棟を増築した建築一式工事で、昇降機設置工事を含むもの ・昇降路部 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はプレキャストコンクリート造 ・階数 5階以上 （イ）以下の要件をすべて満たす公共工事 <ul style="list-style-type: none"> ・工事種別 長崎県内の公共工事で、内部改修に係る建築一式工事 ・用途 共同住宅 ・構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。） ・改修戸数 10戸以上（同一棟の建物とする。） 		
<p>○類似工事の条件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似工事とは、以下の（1）～（3）のいずれかに該当するものとする。 （1）以下の要件をすべて満たす工事 <ul style="list-style-type: none"> ・工事種別 新築、増築又は改築の建築一式工事で、躯体、外装、内装及び昇降機設置工事を含むもの ・用途 共同住宅 ・構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。） ・建物規模 延べ面積 600㎡以上 （2）以下の要件をすべて満たす工事 <ul style="list-style-type: none"> ・工事種別 既存共同住宅にエレベーター棟を増築した建築一式工事で、昇降機設置工事を含むもの 		

- ・昇降路部 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はプレキャストコンクリート造
- ・階 数 5階以上

(3) 以下の要件をすべて満たす公共工事

- ・工事種別 長崎県内の公共工事で、内部改修に係る建築一式工事
- ・用途 共同住宅
- ・構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。）
- ・改修戸数 10戸以上（同一棟の建物とする。）

○施工実績となる新築工事、増築工事、改築工事の建物は、同一棟の建物とする。

○増築工事、改築工事の階数及び建物規模は、当該工事部分の階数、延べ面積とする。

○施工実績となる新築工事、増築工事、改築工事の建物が、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。）とそれ以外との混構造の場合の建物規模は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。）部分の延べ面積とする。

○施工実績となる新築工事、増築工事、改築工事の建物が複合用途の場合の規模は、共同住宅の用途に供する部分の延べ面積とする。

○対象工事の要件

対象期間	平成23年度【2011年度】～公告日まで
発注機関	公共工事又は民間工事
施工場所	長崎県内で元請として施工した工事

○受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。

○その他詳細はガイドラインのとおり

添付資料について

「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なものを添付すること。

評価項目	評価基準	配点
③-2 工事成績評定	80点以上	0.4
	78点以上 80点未満	0.3
	76点以上 78点未満	0.2
	74点以上 76点未満	0.1
	74点未満	0
評価内容		
公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った5年間の「建築一式工事」の工事成績評定の平均点を評価する。		
評価内容の特記事項		
○対象工事の要件		
対象期間	令和2年10月1日～令和7年9月30日まで【2020年10月1日～2025年9月30日まで】	
発注機関	長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部（旧環境部）自然環境課、総務部県庁舎建設課、土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社	
○その他詳細はガイドラインのとおり		
○平均点は小数一位切り捨てとする。		
○評価方法について		
・事前審査制度を活用していない場合は、「工事成績評定一覧表」と長崎県データベースと照合する。		
・長崎県データベースにより算出した点数と自己審査点の点数が異なる場合は、点数が低い方を採用する。		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類		
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、様式「工事成績評定一覧表」を作成し添付することとし、工事毎の「工事成績評定通知書」の添付は不要とする。		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類		

「結果通知書」の写しを添付し、様式「工事成績評定一覧表」の提出は不要とする。
 ○様式「工事成績評定一覧表」は長崎県ホームページからダウンロードすること。

評価項目	評価基準	配点
③-3 施工実績件数	2件以上	0.4
	1件	0.2
	実績なし	0
評価内容		
評価項目③-2「工事成績評定」の対象となる工事件数を評価する。		
評価内容及び添付書類の特記事項		
○実績の対象期間及び提出書類について 評価項目③-2「工事成績評定」と同じ		

評価項目	評価基準	配点
③-4 優秀工事表彰	知事表彰	0.1
	機関長表彰、下請表彰	0.05
	実績無し	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前10カ年度から公告日まで受賞した、長崎県の優秀工事表彰及び下請表彰を評価する。		
評価内容の特記事項		
○表彰実績の要件		
対象期間	平成28年度【2016年度】～公告日まで	
表彰の種類	長崎県優秀工事表彰（知事表彰、機関長表彰、下請表彰）	
工事の種類	建築一式工事	
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「優秀工事表彰状の写し等」を添付すること。		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付し、「優秀工事表彰状の写し等」の提出は不要とする。		

評価項目	評価基準	配点
③-5 継続的専門能力啓発システム	36単位以上	0.3
	36単位未満	0
評価内容		
公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間の期間に、継続的専門能力啓発システム（建築CPD）へ登録した学習単位の合計を評価する。		
評価内容の特記事項		
○受講実績の要件		
対象期間	令和6年11月1日～令和7年10月31日まで【2024年11月1日～2025年10月31日まで】	
受講対象	建築CPD情報提供制度（公財）建設技術教育普及センター	
	建築士会CPD制度（公社）日本建築士連合会	
	建築・設備施工管理CPD制度（一財）建設業振興基金	
	JIACPD（一社）日本建築家協会	
	協議会CPD 建築設備士関係団体CPD協議会	
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類		

「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「学習履歴証明書等」を添付すること。ただし、令和8年度の長崎県建設工事入札参加資格に係る届出で長崎県が確認している場合は、添付を不要とする。

○事前審査制度を活用する場合の提出書類
「結果通知書」の写しを添付し、「学習履歴証明書等」の提出は不要とする。

評価項目	評価基準	配点
③-6 基幹技能者の配置	2人(種)以上配置する	0.2
	1人(種)配置する	0.1
	配置しない	0
評価内容		
国土交通省に登録された登録基幹技能者の配置を誓約することを評価する。		
評価内容の特記事項		
○対象とする登録基幹技能者の種類 元請又は下請にかかわらず、以下に示す登録基幹技能者のいずれか1名以上の配置を誓約		
電気工事基幹技能者	コンクリート圧送基幹技能者	建設塗装基幹技能者
機械土工基幹技能者	鉄筋基幹技能者	型枠基幹技能者
配管基幹技能者	鳶・土工基幹技能者	内装仕上工事基幹技能者
土工基幹技能者	基礎工基幹技能者	
○誓約内容の詳細は、「長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領(別紙4)」を確認すること。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		

評価項目	評価基準	配点
③-7 工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	旧市町村内に主たる営業所あり	0.6
	管内に主たる営業所あり	0.3
	なし	0
評価内容		
当該工事の施工場所に対する主たる営業所等の所在地を評価する。		
評価内容の特記事項		
○旧市町村とは、平成14年度時点の79市町村とし、以下に所在する主たる営業所とする。		
旧市町村の主たる営業所	旧諫早市	
○以下の営業所は、主たる営業所に該当しない。 ・「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」(平成17年9月15日制定)に基づく「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所		
○その他詳細はガイドラインのとおり		

評価項目	評価基準	配点
③-8 管内の施工実績	5件以上の実績あり	0.6
	3件以上5件未満の実績あり	0.3
	3件未満の施工実績	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前15カ年度に、管内で施工した実績件数を評価する。		
評価内容の特記事項		
○実績の要件		
対象期間	平成23年度～令和7年度まで【2011年度～2025年度まで】	
発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社、県立大学法人	
工事の種類	建築一式工事	
金額	最終請負金額2,500万円以上	
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類		

・「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「管内の施工実績一覧表」を作成し添付すること。
 ※各工事の発注機関、施工場所、完成年度、請負金額を確認できる資料の添付は不要とする。

・発注機関が、長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部以外の実績については、発注機関、施工場所、完成年度、請負金額を確認できるものとして、コリンズの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等を添付すること。

○事前審査制度を活用する場合の提出書類
 「結果通知書」の写しを添付し、「管内の施工実績一覧表」の提出は不要とする。

○様式「管内の施工実績一覧表」は長崎県ホームページからダウンロードすること。

評価項目	評価基準	配点
③-9 社会貢献活動の実績A	活動実績A	0.2
	活動実績B	0.1
	活動実績なし	0
評価内容		
公告日の属する年度の前年度の、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む。）の活動回数を評価する。		
評価内容の特記事項		
○活動内容		
対象期間	令和7年度【2025年度】	
活動内容	公共施設の清掃・美化活動及び災害支援等に関する活動	
○活動内容の種類		
公共施設の清掃・美化活動	国、県、市、町のアダプト事業、愛護団体事業登録制度等に基づく活動	
災害支援に関する活動	大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定に基づく支援活動、家畜伝染病発生時の防疫措置支援活動（社会貢献）に関する協定に基づく活動	
○活動回数		
活動実績A	合計4回以上の活動実績	
活動実績B	合計2回以上4回未満の活動実績	
活動実績なし	活動実績B未満の活動	
※活動の算定は、1日を1回とする。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類		
<ul style="list-style-type: none"> ・「評価内容及び評価基準」を証明する資料を添付すること。 ・添付資料は、ガイドラインを参照し、必要な資料と添付すること。 		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類		
「結果通知書」の写しを添付し、「評価内容及び評価基準」を証明する資料の提出は不要とする。		

評価項目	評価基準	配点
③-10 社会貢献活動の実績B	いずれか該当あり	0.1
	なし	0
評価内容		
下記の年度の社会貢献活動（ボランティア活動）の実績を評価する。		
評価内容の特記事項		
○以下のいずれかの活動実績を評価する		
対象期間	下記のとおり	
活動内容	令和8年度【2026年度】の管内の消防団員の雇用	
	令和7年度【2025年度】の管内の住宅フェアの運営の協力	
	令和7年度【2025年度】の各種の学校が行う県内の3日間以上の現場実習（インターンシッ	

	ブ)の協力
○その他詳細はガイドラインのとおり	
添付資料について	
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・「評価内容及び評価基準」を証明する資料を添付すること。 ・添付資料は、ガイドラインを参照し、必要な資料を添付すること。 	
○事前審査制度を活用する場合の提出書類 <p>「結果通知書」の写しを添付し、「評価内容及び評価基準」を証明する資料の提出は不要とする。</p>	

評価項目	評価基準	配点
③-11 従業員数	30人以上	0.1
	10人以上30人未満	0.05
	10人未満	0
評価内容		
<p>長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づき、公告日の属する年度に係る主観的審査事項の建設業従事職員数の項目で審査した建設業従事職員数を評価する。</p> <p>ただし、主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出していない者においては、公告日の属する年度の前年度に、法第11条の規定に基づき提出した変更届の使用人数で評価する。</p>		
評価内容の特記事項		
○対象年度		
建設工事入札参加資格審査の対象年度	令和8年度【2026年度】	
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出た者については、提出書類は不要。 ・主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出していない者については、変更届出書（受付印が押印されたもの）及び様式4号使用人数の写し。ただし、当該年度に使用人数の変更が無かった場合は、使用人数の変更を行った最新の変更届出書を提出すること 		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類 <p>「結果通知書」の写しを添付すること。</p>		

評価項目	評価基準	配点
③-12 適切な下請契約	3項目を誓約する	1.0
	2項目を誓約する	0.67
	1項目を誓約する	0.34
	誓約しない	0
評価内容		
<p>当該工事の下請契約（建設業を営む者との契約）について、以下の（1）～（3）の事項を誓約した項目数により評価する。</p>		
（1）	下請次数の制限	
（2）	下請契約金額の合意形成	
（3）	建設キャリアアップシステムの事業者登録	
評価内容の特記事項		
○下請次数の制限 <p>下請契約による請負次数を3次下請までに制限することを誓約する場合に評価する。</p>		
○下請契約金額の合意形成 <p>労務費及び法定福利費を明示した見積書を尊重して下請け契約を締結し、労務費及び法定福利費相当分を現金払いする場合のみ評価する。なお、建設業を営まない者は評価の対象としない。</p>		
○建設キャリアアップシステムの事業者登録		

契約工期限内に元請かつ全ての下請企業（建設業者以外及び県外企業は除く。）の事業者登録が完了する場合のみ評価する。なお、建設現場でのカードリーダーの設置による建設技能者の就業履歴の蓄積や作業員名簿の作成等及び技能者の登録は、評価の対象としない。

○誓約内容については、「長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（別紙5）」を確認すること。

○その他詳細はガイドラインのとおり

注) 添付が義務付けられている証明する資料は、競争入札に参加する者が保有する資料とするが、それが無い場合又はそれにより証明できない場合に限り、「発注機関の証明書」とすることができる。

4 競争参加資格の確認資料及び技術資料の提出

- (1) 入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、競争参加資格の確認資料及び総合評価に関する技術資料を、以下により適切に提出しなければならない。
- (2) 入札参加の申請資料として、以下に示す資料を電子入札補助システムで事前に提出しなければならない。
 - ① 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のエとして、「技術申請様式3号：施工計画書」を提出すること。
- (3) 競争参加資格の確認資料として、入札書と同時に電子入札補助システムで提出しなければならないもの
 - ① 共通事項書（高度技術提案型以外）4（1）のイ及びオ
 - ② 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の審査を受けた者は、共通事項書（高度技術提案型以外）4（1）のウとして直近の総合評定値通知書の写し
- (4) 総合評価に関する技術資料として、入札書と同時に電子入札補助システムで提出しなければならないもの
 - ① 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のア
- (5) 指定された提出資料については、下記事項に留意すること。
 - ① PDFファイルに変換した電子データを提出するものとする。ただし、共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のア（技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調査）及びイ（技術申請様式3号：施工計画書）については、公告に添付されたExcelファイルで提出すること。
 - ② 提出様式は県のホームページからダウンロードした最新のファイルを使用すること。
 - ③ 提出された電子データが発注機関において読み込めない場合や、電子データが不鮮明で、内容が判断できない場合は評価しない。
 - ④ 長崎県電子入札補助システムへの電子データの提出（アップロード）は指定された場所に保存することとし、指定の場所に保存していない場合は未提出とする。
 - ⑤ 電子入札補助システムで提出するExcelファイル（様式3号、様式1号）について、ファイルのシートの追加やシート名の変更を行った場合は無効とする。

(6) 紙入札に移行した場合における提出方法

入札方法	提出方法	提出部数
紙入札	持参のみ受付	電子媒体（CD）2部

注：電子媒体（CD）については、下記事項に留意すること。

- ① 電子媒体（CD）には、指定された資料を収めること。なお、収める資料については、4（5）に準じること。
- ② CD-Rのラベルには「工事番号」、「工事名」、入札参加者名の「商号（又は名称）」、ウイルスチェック欄を設け「ウイルスチェックの実施日」、「提出日」を記入すること。
- ③ 電子媒体に収めたPDFファイル及びExcelファイルのファイル名は、「商号（又は名称）」とすること。なお、複数のPDFファイルを保存する場合のファイル名は、「商号（又は名称）」とファイルの内容がわかるタイトルで保存すること。

5 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県土木部建築課 調整班	TEL 095-894-3091 FAX 095-827-3367	〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

工事・技術 担当	設計図書の内容等技 術的要素に関する事 項	長崎県土木部営繕課 公営住宅建設班	TEL 095-894-3105 FAX 095-827-3367
-------------	-----------------------------	----------------------	--------------------------------------

6 入札日程

【交付について】 競争参加資格の確認資料 及び総合評価に関する技 術資料様式、入札説明書 の交付期間及び方法	【交付期間】 令和8年6月17日(水曜日) から 令和8年7月10日(金曜日) まで	① 書類様式 長崎県ホームページ (https://www.pref.nagasaki.jp/) トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／各種様式」から入手すること。 ② 技術資料 「入札情報サービスポータルサイト」より入手すること。 ③ 入札説明書 電子入札補助システムにより入手すること。
【提出について】 提出期間、場所及び方法 4(2)で指定する資料	【提出期間】 令和8年6月18日(木曜日) から 令和8年6月26日(金曜日) まで	・電子入札補助システムにより申請する。 ・技術申請様式3号については、公告に添付された最新のExcelファイルで提出すること。
技術資料に係る ヒアリング	必要に応じて実施する。	5の工事・技術担当部局による。
【質問について】 入札説明書に関する質問 期間及び場所	【質問期間】 令和8年6月18日(木曜日) から 令和8年7月6日(月曜日) まで	・電子入札補助システム又は5の担当部局による。 ・入札質問書を提出する前に5の入札・契約担当へ連絡し、提出後においても必ず着信確認をすること。
上記回答期限及び回答方 法	令和8年7月8日(水曜日) まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、電子入札補助システムにて回答
【入札書等の提出】 入札書及び競争参加資格 の確認資料等【4(3) 及び4(4)で指定する 資料】の提出期間、場所 及び方法	【入札期間】 令和8年7月13日(月曜日) から 令和8年7月15日(水曜日) まで	・入札書 電子入札システムにより提出する。 ・競争参加資格の確認資料等 電子入札補助システムにより提出する。 ・技術申請様式1号については、公告に添付された最新のExcelファイルで提出すること。
開札日時及び場所	令和8年7月16日(木曜日) 午前9時30分から	長崎県土木部建築課入札室(行政棟6階) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話 095-894-3091
配置予定技術者に係る通 知書の提出期間、場所及 び方法	落札者仮決定通知の翌日から 起算して3日以内	・電子入札補助システムにより提出する。

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(来所する場合は正午から午後1時までを除く。)とする。(ホームページ掲載内容を除く。)

(注2) 入札説明書に関する質問は、原則として電子入札補助システムにより行うこと。

ただし、電子入札補助システムが使用できない場合は、書面により郵送で行うこと。(時間的に不可能でやむを得ない場合は電送も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。)この場合において、質問者は郵送又は電

送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

(注3) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は、必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

(注4) 配置予定技術者に係る通知書の提出については、やむを得ない場合は、電送による通知も可とするが、電送後に必ず提出先に着信確認を行い、直ちに原本を郵送すること。

7 落札者の決定方法及び総合評価の方法

落札者は長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領（最終改正令和7年3月21日6建企第332号）第11条の規定及び履行要領に基づき決定し、落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

(1) 履行確実性評価方式の定義

- ・ 履行確実性評価方式とは、履行要領第2条に規定するものをいう。
- ・ 履行確実性評価価格は、建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱（最終改正令和6年3月21日5建企第434号）に基づき算定するものとする。
- ・ 低価格での入札による契約は、契約の不履行等を招くおそれがあることから、工事の適正な履行を確保するため、履行要領に基づき履行確実性確保価格を設定するものとする。

(2) 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「施工計画」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の施工能力」をもって入札に参加し、次のア～イの要件に該当する者のうち、「(3) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札仮決定者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

予定価格の単位は円とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、以下のとおりとする。

①加算点並びに入札価格が同じ場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

②対象となる者全てが、履行確実性評価価格以上で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

③上記以外の場合

最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者に決定する。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

(3) 総合評価の方法

ア 評価値は、次の算出方法により算定する。

1) 評価値の算出方法

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \right) \times 100,000,000$$

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{履行確実性評価価格}} \right) \times 100,000,000$$

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格})} \right) \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行なわないものとする。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

2) 標準点と加算点

標準点は100点とし、加算点は0点～10点の範囲とする。

3) 加算点の算出方法

加算点は、「4) 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方法により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値}$$

4) 評価の基準

3(3)の評価基準による。

5) 評価の審査順序

評価の審査順序は、仮の評価値が最も高い者から審査する。技術資料の審査の結果、評価値が最も高い者であると判明した場合は、その他の者の技術資料の審査は行わない。また、各評価項目の自己審査点に誤りがあった場合は、以下のとおりとする。

- ・自己審査点の点数が技術資料の審査結果より過大である場合は、技術資料の評価点数を採用する。
- ・自己審査点の点数が技術資料の審査結果より過小である場合は、自己審査点の評価点数を採用する。

イ 仮の評価値は、次の算出方法により算定する。

1) 仮の評価値の算出方法

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{仮の加算点} \right) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{仮の加算点} \right) / \text{履行確実性評価価格} \times 100,000,000$$

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{仮の加算点} \right) / \left(\text{履行確実性評価価格} + \left(\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格} \right) \right) \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

2) 標準点と仮の加算点

標準点は100点とし、仮の加算点は0点～10点の範囲とする。

3) 仮の加算点の算出方法

仮の加算点は、開札前に審査された施工計画の得点と、参加者が「4) 評価の基準」に基づき評価を行った自己審査点により、以下の算出方法で算定する。

$$\text{仮の加算点} = \text{施工計画の得点} + \text{自己審査点}$$

4) 評価の基準

3(3)の評価基準による。

(4) 契約条件の履行

履行確実性確保価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合は、次に掲げる条件の履行を求めるものとする。

- 1) 請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。
- 2) 配置予定技術者とは別に配置予定技術者同一の資格（同種工事の経験を除く。）を有する技術者1名を専任で配置すること。
- 3) 前号の技術者は施工中、配置予定技術者を補助し、法第26条の4に規定する職務と同様の職務を行うものとする。
- 4) 前払金の金額を請負代金額の2割以内とすること。

(5) 監督業務の強化

履行確実性確保価格を下回る価格で入札を行ったものと契約した場合は、契約の適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1) 法第24条の8の規定による施工体制台帳の提出、及び必要に応じその内容について聴き取りを行う。
- 2) 工事の監督及び検査業務を強化する。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額とする。ただし、県財務規則第112条第1項各号に掲げる担保の提供、第113条第1号に規定する履行保証保険証券又は同条第2号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

10 落札候補者のうち競争参加資格なしと認められた者又は落札者とされなかった者に対する理由の説明

落札候補者のうち競争参加資格なしと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき、契約担任者に対して競争参加資格なしと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

落札候補者のうち競争参加資格なしと認められた理由又は落札者とされなかった理由に関する苦情申立期間	入札結果表の公表をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	長崎県土木部建築課調整班 TEL 095-894-3091 FAX 095-827-3367 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
上記回答期限	苦情申立期限の日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）とする。	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	

11 その他

- (1) その他入札参加資格、技術資料、入札・契約に関する事項は共通事項書（高度技術提案型以外）のとおり。
- (2) 入札結果、本公告及び共通事項書（高度技術提案型以外）は、長崎県入札情報サービスポータルサイトに掲載する。
ホームページアドレス (<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>)
- (3) 入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載する。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／要綱・要領」
- (4) 申請様式等については、ホームページに掲載してある最新版を使用すること。旧様式で申請した場合、提出書類の不備として参加資格が認められない場合があるので留意すること。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／各種様式」
- (5) 不明な点に関する問い合わせ先
 - ア 提出書類、入札及び契約に関すること
5の入札・契約担当部局
 - イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること
5の工事・技術担当部局